ごみの出し方について (第2回)

今回は資源物の種類の内、プラスチック製容器包装類についてお知らせします。

- Q プラスチック製容器包装類って、なに?
- A プラスチック製容器包装類とは、商品を入れたり包んだりしているもので、 中身の商品を取り出し後不要になるものです。

資源物として対象になるものには、 です。



のマークが付いているもの

- Q プラスチックの玩具や入れ物などの製品(商品)は?
- A プラスチック製の製品(商品)は、資源として 回収できませんので、可燃物として燃やすことが できる袋に入れてお出しください。
- Q プラスチック製容器包装類って、どんなものがあるの?
- A お菓子の入っている包や、スーパーのレジ袋、さかなのトレー、マヨネーズ やケチャップ、ハミガキ容器、コンビニのおにぎりの包装やお弁当容器 などさまざまなものに マーク入りの容器や包装類があります。
- Q マーク入りのものなら何でも資源物になるの?
- A マヨネーズやケチャップ、ハミガキ容器などで容器内にまだ中身が残っているものや、トレー容器内に食品などが付着しているものや汚れているものなどは資源物として再商品化ができません。



必ず商品を使い切り、汚れている場合は軽く水洗いを してから、良く水気を切ってお出しください。

お願い

布類や紙類の他の資源物などを一緒にプラスチック製容器包装類の袋には入れないでください。

絶対入れてはいけないもの

カミソリや刃物・医療系の注射器

・点滴の袋・針・チューブなど

